

(試験の内容)

第二条 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

一 マンションの運営の円滑化に関する法令及び実務に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

二 管理組合の運営の円滑化に関すること。

三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関すること。

四 法に関すること。

（法第七条第二項の国土交通省令で定める資格を有する者）

第三条 法第七条第一項の国土交通省令で定める資格を有する者は、管理業務主任者試験に合格した者とする。

（試験の一部免除）

第四条 管理業務主任者試験に合格した者については、第二条に掲げる試験すべき事項のうち同一条第四号に掲げるものを免除する。

（試験期日等の公告）

第五条 試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（受験手続）

第六条 試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」といふ。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験の方法）

第七条 試験は、筆記の方法により行う。

（合格証書の交付及び合格者の公告）

第八条 國土交通大臣は、試験に合格した者は、合格証書を交付するほか、その受験番号を公告するものとする。

（受験手数料の納付）

第九条 法第十条第一項に規定する受験手数料（以下この節において単に「受験手数料」といふ。）は、受験申込書に収入印紙を貼つて納付するものとする。（指定の申請等）

第十条 法第十一条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十一項に規定する試験の実施に関する事務（以下この節において「試験事務」といふ。）

（名称及び住所）

（法第十一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない）

一 法第十一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（名称及び住所）

二 法第十一項に規定する試験の実施に関する事務（以下この節において「試験事務」といふ。）

（名称及び住所）

務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日

四 申請の日の属する事業年度の前事業年度の前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

（指定試験機関の認可の申請）

第八条 指定試験機関は、法第十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第九条 指定試験機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する試験事務規程と（以下この節において単に「試験事務規程」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
公益財団法人マントナード・マンション管理センター	東京都千代田区一平成十三年五月十日	

（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第十一条 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 試験事務の実施の方法に関する事項

四 受験手数料の収納の方法に関する事項

五 マンション管理士試験委員（以下この節において「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項

六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項

七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

（試験委員の要件）

第十六条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学、行政法学、会計学又は建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者その他これらの方に相当する知識及び経験を有する者

二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第二条各号に掲げる事項について専門的な知識を有するもの

（試験委員の選任等の届出）

第十七条 法第十六条第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならぬ。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

（規定の適用）

第十八条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第六条、第八条及び第九条の規定の適用については、第六条及び第八条中「国土交通大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九条中「受験申込書に収入印紙を貼つて納付するものとする」とあるのは「試験事務規程で定めるところにより納付するものとする」とする。

（受験停止の処分等の報告等）

第十九条 指定試験機関は、法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第一項の規定により、試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 処分を行つた者の氏名、生年月日及び住所

二 処分の内容及び処分を行つた年月日

三 不正の行為の内容

第十二条 指定試験機関は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項

一 前項の場合において、国土交通大臣は、法第九条第二項の処分を行つたときは、次に掲げる事項を指定試験機関に通知するものとする。

二 処分を行つた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分の内容及び処分を行つた年月日

(規定の適用)

第三十四条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関（以下この節及び次節において単に「指定登録機関」という。）がマンション管理の登録の実施に関する事務（以下この節及び次節において「登録事務」という。）を行う場合における第二十五条第一項及び第三項、第二十二条第六条第二項、第二十八条、第二十九条第一項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第一項の規定の適用については、これらの規定（第三十三条第一項を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第二十五条第一項中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項」と、第二十六条第二項中「第四十二条の十一第一項の報告書」とあるのは「第四十二条の十一第三項の規定により修了者一覧表」と、「又は」とあるのは「又は第三十五条の規定により国土交通大臣から」と、「交付した」とあるのは「交付した旨の通知を受けた」と、第三十二条中「法第三十三条第一項若しくは第二項の規定により」であるのは「法第三十三条第一項若しくは第二項の規定により」であるのは「法第三十五条第二項が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」と、第三十三条第一項中「法第三十五条第一項」とあるのは「法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項及び法第三十七条第二項」と、「変更届出書又は再交付申請書に、それぞれ収入印紙を貼付納付するものとする」とあるのは「法第三十七条第一項において準用する法第十五条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付するものとする」とする。

二 登録事務を行う時間及び休日に関する事項

三 登録事務の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 登録事務に関する秘密の保持に関する事項

六 登録事務に関する帳簿及び書類並びにマンション管理士登録簿の管理に関する事項

七 その他登録事務の実施に関し必要な事項
(帳簿の備付け等)

第三十七条 法第三十八条において準用する法第十九条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 各月における登録の件数

二 各月における登録事項の変更の届出の件数

三 各月における登録の消除の件数

四 各月における登録証の訂正及び再交付の件数

五 各月の末日において登録を受けている者の人数

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十八条において準用する法第十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第三十八条において準用する法第十九条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

(登録状況の報告)

第三十八条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(不正登録者の報告)

第三十九条 指定登録機関は、マンション管理士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 当該マンション管理士に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

二 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類

三 法第四十一条の講習（以下この節において「登録講習」という。）が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録講習科目」という。）について、同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録講習講師」という。）により行われるものであることを証する書類

四 法第四十一条の二の講習事務（以下この節において「登録講習事務」という。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録等を受けようとする者が法第四十一条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

七 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。（登録講習機関登録簿の記載事項）

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第四十二条の二 法第四十一条の四第二項第四号
（法第四十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、法第四十一条に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合における役員の氏名とする。

（登録の更新の申請期間）

第四十二条の三 法第四十一条の五第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間

機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号の七」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条规定第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、第十三条第一項において準用する法第十二条规定第二項」とあるのは「法第五十七条第一項」と、第十四条第一項前段と、第十五条第一項前段において準用する法第十四条规定第二項」とあるのは「法第五十八条第三項」であるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条规定第二項」と、第十六条第一項前段と、第十七条第一項前段において準用する法第十七条规定第二項」とあるのは「法第五十八条第三項」であるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条规定第二項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項」であるのは「法第五十八条第三項」とあるのは「法第五十九条第一項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは「法第五十八条第三項」において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七条第二項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項」であるのは「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項」において準用する法第十九条」と、第二十二条中「法第二十二条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三

第四節 管理業務主任者の登録

三
二　ハ　申請に係る意思の決定を証する書類
ニ　役員（持分会社）（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。次条第三号に記載した書類が第六十九条の六第四号の表の第三欄に該当する者であることを証するもの（すなはち、この該当する者であることを証するもの）の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地位

四 登録実務講習事務を開始する年月日
(登録の更新)

第六十九条の五 第六十九条第一号の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前三条の規定は、前項の登録の更新を受けようとする者は、前項の登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録実務講習事務の実施に係る義務)

(帳簿の記載等)

第六十九条の十四 登録実務講習実施機関は、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した

一 実施年月日
二 実施場所
三 受講者の受講番号、氏名、生年月日、住所及び登録実務講習修了試験の合否の別

四 修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号

五 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

六 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

七 登録実務講習の受講申込書及び添付書類備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

八 登録実務講習の受講申込書及び添付書類備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

九 登録実務講習修了試験の問題用紙及び答案用紙

十 登録実務講習事務の実施結果の報告

第六十九条の十五 登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載しない。

一 実施年月日
二 実施場所
三 終了した登録実務講習修了試験の問題用紙及び答案用紙

(登録実務講習事務の実施結果の報告)

第六十九条の十六 国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要がある

添えなければならない。
(報告の微収)
第六十九条の十七 国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示) 第六十九条の十七 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第六十九条第一号の登録をしたとき。
二 第六十九条の七の規定による届出があつたとき。

三 第六十九条の九の規定による届出があつたとき。

四 第六十九条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録実務講習事務の停止を命じたとき。

五 第六十九条第一号の書面のうち法第五十九条第一項に規定する書面及び第三項第三号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第十八号及び別記様式第十九号によるものとする。

(心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者)

第六十九条の十八 法第五十九条第一項第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により管理業務主任者の事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第七十条 法第五十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

一 法第五十九条第一項の実務の経験を有するもの又は同項の規定により能力を有すると認められたもの以外のもの

二 法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する者

三 法第五十九条第一項の登録申請書を国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(管理業務主任者登録簿の登載事項)

第七十二条 法第五十九条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住所
二 本籍(日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍)及び性別
三 試験の合格年月日及び合格証書番号

一 法第五十九条第一項の実務の経験を有するものであることを証する書面又は同項の規定により能力を有すると認められたものであることを証する書面

二 法第五十九条第一号に規定する破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第五十九条第一項第二号から第七号までに該当しない旨を誓約する書面

し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

第七十三条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十四条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証交付申請書に添付した場合、当該管理業務主任者証の交付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号

三 法第六十条第一項の規定による管理業務主任者証の交付に当たつて、次条第二項の修了証明書又は同項の講習の課程を修了したことと証する書類が添付されている場合

四 当該修了証明書又は書類に係る講習の修了年月日及び講習を行った機関の氏名又は名称

五 第三項第一号の書面のうち法第五十九条第一項の実務の経験を有するものであることを証するものほか、必要と認める書類を提出させることができる。

第七十五条 国土交通大臣は、法第五十九条第一項に規定する書類により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る者に通知しなければならない。

第七十六条 国土交通大臣は、法第五十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請時現在の実務の経験の期間及びその内容並びに従事している manganese管理業者の商号又は名称及び登録番号

一 法第五十九条第一項の実務の経験を有する者である場合においては、申請時現在の実務の経験の期間及びその内容並びに従事している manganese管理業者の商号又は名称及び登録番号

二 登録番号

三 マンション管理業者の業務に従事している場合にあっては、当該マンション管理業者の商号又は名称及び登録番号

四 試験に合格した後一年を経過しているか否かの別

五 法第五十九条第一項の規定により能力を有すると認められた者である場合においては、申請時現在の実務の経験の期間及びその内容並びに従事している manganese管理業者の商号又は名称及び登録番号

六 マンション管理業者の業務に従事する者に該当しない旨の内容及び年月日

七 登録番号及び登録年月日

一 法第六十四条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による禁止の処分をした場合、当該指示又は処分をした年月日及びその内容

二 管理業務主任者証を交付した場合、当該管理業務主任者証の交付年月日、有効期間の満了する日及び発行番号

三 法第六十条第一項の規定による管理業務主任者証の交付に当たつて、次条第二項の修了証明書又は同項の講習の課程を修了したことと証する書類が添付されている場合

四 管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十七条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十八条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十九条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十一条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十二条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十三条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十四条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十五条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十六条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十七条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十八条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第八十九条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第九十条 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に添付した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」といいう)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 管理業務主任者証の交付年月日
三 管理業務主任者証の有効期間の満了する日
管理業務主任者証の様式は、別記様式第二十二号によるものとする。

第七十五条 第四十二条から第四十二条の十六まで（第四十二条の十一第三項を除く。）
（準用）

(登録事項の変更の届出等)

第七十六条 法第五十九条第一項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があつたときたまでは、別記様式第二十四号による登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(管理業務主任者証の再交付等)

第七十七条 管理業務主任者は、管理業務主任者登録簿に登録するとともに、その旨を登録事項の変更届出書を届け出た者に通知しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の届出があつたときには、遅滞なく、届出があつた事項を管理業務主任者登録簿に登録するとともに、その旨を登録事項の変更届出書を届け出た者に通知しなければならない。

3 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、管理業務主任者証用写真を添付した別記様式第二十五号による管理業務主任者証再交付申請書を提出しなければならない。

4 汚損又は破損を理由とする管理業務主任者証の再交付は、汚損し、又は破損した管理業務主任者証と引換えに新たな管理業務主任者証を交付して行うものとする。

管理業務主任者は、管理業務主任者証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した管理業務主任者証を発見したときは、速やかに、発見した管理業務主任者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(登録の取消しの通知等)

第七十八条 國土交通大臣は、法第六十五条の規定により管理業務主任者の登録を取り消したときは、理由を付し、その旨を登録の取消しの処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第六十五条第一項の規定により管理業務主任者の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、管理業務主任者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

い。

（登録等の手数料の納付）

第七十九条 国に納付する法第六十八条に規定する手数料については、第七十条第一項に規定する管理業務主任者登録申請書、第七十三条第一項に規定する管理業務主任者証交付申請書、第七十七条第二項に規定する管理業務主任者証再交付申請書及び第七十六条第一項に規定する登録事項変更届出書に、それぞれ収入印紙を貼つて納付するものとする。

(準用) 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第八十条 第三十一条の規定は、管理業務主任者の登録について準用する。この場合において、「当該マンション管理士の同居の親族」とあるのは、「当該管理業務主任者の同居の親族」と、「法第三十条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）」とあるのは、「法第五十九条第一項各号（第五号及び第七号を除く。）」と読み替えるものとする。

第五節 マンション管理業務

(標識の掲示)

第八十一条 法第七十七条の規定によりマンション管理業者の掲げる標識の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

(法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間)

第八十二条 法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 新たに建設されたマンションを分譲した場合 当該マンションの人の居住の用に供する独立部分（区分所有法第一条に規定する建物の部分をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年

二 既存のマンションの区分所有権の全部を一又は複数の者が買い取り、当該マンションを分譲した場合 当該買取り後における当該マンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年

(説明会の開催)

第八十三条 法第七十二条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、管理制度の委託を受けた管理組合ごとに開催するものとする。

2 マンション管理業者は、前項の説明会の開催日の一週間前までに説明会の開催の日時及び場所について、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の見やすい場所に掲示しなければならない。
(重要事項)

第八十四条 法第七十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 マンション管理業者の商号又は名称、住所、登録番号及び登録年月日

おいて同じ。)を保管口座に預入し、当該保管口座において預貯金として管理するとともに、マンションの区分所有者等から徵収された前項に規定する財産(金銭に限る。以下この条において同じ。)を収納口座に預入し、毎月、その月分として徵収された前項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法

ハ マンションの区分所有者等から徵収された修繕積立金等金銭を収納・保管口座に預入し、当該収納・保管口座において預貯金として管理する方法

二 修繕積立金等が有価証券である場合 金融機関又は証券会社に、当該有価証券(以下この号において「受託有価証券」という。)の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法

マンション管理業者は、前項第一号イ又はロに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあつては、マンションの区分所有者等から徵収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならぬ。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産がマンションの区分所有者等から委託を受けた者がマンションの区分所有者等から修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産を徵収しない場合

二 マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理しない場合

マントン管理業者は、第二項第一号イから今までに定める方法により修繕積立金等金銭を

3 管理する場合にあつては、保管口座又は収納・保管口座に係る管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理してはならない。ただし、管理組合に管理者者が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

5 マンション管理業者は、毎月、管理事務の委託を受けた管理組合のその月(以下この項において「対象月」という。)における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成し、翌月末日までに、当該書面を当該管理組合の管理者等に交付しなければならない。この場合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないときは、当該書面の交付に代えて、対象月の属する当該管理組合の事業年度の終了の日から二月を経過する日までの間、当該書面をその事務所ごとに備え置き、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の求めに応じ、当該マンション管理業者の業務時間内において、これを閲覧せなければならない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 収納口座 マンションの区分所有者等から徵収された修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産を預入し、一時的に預貯金として管理するための口座をいう。

二 保管口座 マンションの区分所有者等から徵収された修繕積立金を預入し、又は修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産の残額(第二項第一号イ若しくはロに規定するものをいう。)を収納口座から移し換え、これらを預貯金として管理するための口座であつて、管理組合等を名義人とするものをいう。

7 第八十八条 (管理事務の報告)

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に對し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときにはこの限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に對し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときにはこの限りでない。

4 マンション管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるものによる承諾を得なければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は記載事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて記載事項を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ハ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

5 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

一 報告の対象となる期間前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、管理受託契約の内容に関する事項

一 マンション管理業者は、前項の規定による管理事務報告書の交付に代えて、第四項で定める管

理事務報告書の交付に付するべき事項により、当該管理事務報告書を交付すべき管理者等(以下この条において「相手方」という。)の承諾を得て、当該管理事務報告書に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で、当該管理組合に管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に對し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときにはこの限りでない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項をマンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に對し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときにはこの限りでない。

四 マンション管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるものによる承諾を得なければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等(マンション管理業者又は記載事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて記載事項を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ マンション管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第六項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ハ マンション管理業者等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

一 前項各号に掲げる方法は、マンション管理業者がファイルへの記録を出力することにより書

びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方
法に関する事項を記載しなければならない。

(保証業務の変更の届出)
第九十八条 指定法人は、前条第一項第二号に掲
げる事項又は同条第二項第一号若しくは第三号
に掲げる書類に記載した事項について変更があ
った場合においては、二週間以内に、その旨を
国土交通大臣に届け出なければならない。

(法第九十八条の国土交通省令で定める額)
第九十九条 法第九十八条の国土交通省令で定め
る額は、保証基金の額に百を乗じて得た額とす
る。(準用)

第一百条 第十条第一項及び第二項並びに第二十二
条の規定は、法第九十五条第二項に規定する指
定法人について準用する。この場合において、

第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるの
は「法第九十五条第一項」と、同項第二号中
「法第十一条第一項に規定する試験の実施に關
する事務」(以下この節において「試験事務」と
いう。)とあるのは「法第九十五条第二項各号
に掲げる業務及び同条第三項に規定する業務」
と、同項第三号中「試験事務」とあるのは「法
第九十五条第二項各号に掲げる業務及び同条第
三項に規定する業務」と、同条第二項第七号中
「試験事務」とあるのは「法第九十五条第二項
各号に掲げる業務又は同条第三項に規定する業
務」と、第二十二条中「法第二十二条第一項」
とあるのは「法第一百一条において準用する法第
二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあ
るのは「別記様式第三十二号」と読み替えるも
のとする。

第五章 雜則

(法第一百三条第一項の国土交通省令で定める期
間)

第一条 法第一百三条第一項の国土交通省令で定
める期間は、一年とする。

(法第一百三条第一項の国土交通省令で定める図
書)

第二百二条 法第一百三条第一項の国土交通省令で定
めた図書は、次の各号に掲げる、工事が完了し
た時点の同項の建物及びその附属施設(駐車
場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機
械設備を含む)に係る図書とする。

一付近見取図

二 配置図
三 仕様書(仕上げ表を含む。)

四 各階平面図
五 二面以上の立面図
六 断面図又は矩計図
七 基礎伏図
八 各階床伏図
九 小屋伏図
十 構造詳細図
十一 構造計算書
(権限の委任)

第百三十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のう
ち、次に掲げるものは、マンション管理業者又
は法第四十四条第一項の登録を受けようとする
者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する
地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
ただし、第八号から第十三号までに掲げる権限
については、国土交通大臣が自ら行うことを妨
げない。

一 法第四十五条第一項の規定による登録申請
書を受理すること。

二 法第四十六条第一項の規定により登録し、
三 法第四十七条の規定により登録を拒否する
こと。

四 法第四十八条第一項の規定により通知する
こと。

五 法第四十九条の規定により登録を供
理し、及び同条第二項の規定により登録する
こと。

六 法第四十九条第一項の規定による登録申請
書を受理すること。

七 法第五十条第一項の規定による届出を受
理すること。

八 法第五十一条の規定により登録を消除する
こと。

九 法第五十二条第一項の規定による登録を供
理すること。

十 法第五十三条第一項の規定による登録を供
理すること。

十一 法第五十四条の規定により公告するこ
と。

十二 法第八十五条の規定により必要な報告を
すること。

十三 法第八十六条第一項の規定により立入検
査させ、又は関係者に質問せること。

十四 法第八十七条の規定により必要な登録を取
り消すこと。

十五 法第八十八条の規定により登録を取り消す
こと。

十六 法第六十五条の規定により登録を取り消す
こと。

十七 法第六十六条の規定により登録を取り消す
こと。

十八 法第六十七条の規定により登録を消除する
こと。

十九 法第六十八条の規定により登録を取り消す
こと。

二十 法第六十九条第一項の規定により登録を拒否し、
並びに同条第二項の規定により登録を拒否し、
及び通知すること。

二十一 第七十六条第二項の規定により登録し、
並びに同条第二項の規定により登録を取り消す
こと。

二十二 法第八十五条の規定により必要な報告を
すること。

二十三 第七十七条第一項の規定による再交付の
申請を受理し、及び同条第四項の規定による
返納を受理すること。

二十四 第八十一条の規定により読み替えて準用す
るものについては、前項に規定する地方整備局
長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所
在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局
長も当該権限を行うことができる。

二十五 法及びこの省令に規定する国土交通大
臣の権限のうち、次に掲げるものは、法第五十
九条の登録を受けた者又は受けようとする者及
び管理業務主任者又は法第六十条第二項の管理
業務主任者証の交付を受けようとする者の住所
に委任する。ただし、第五号、第六号、第八号
及び第十三号に掲げる権限については、国土交
通大臣が自ら行うこと妨げない。

二十六 法第一百四条の二第三項の規定による公
示は、次に掲げる事項について行うものとす
ること。

一 法第五十九条第一項の規定による登録をす
ること。

二 法第六十条第一項の規定による交付の申請
を受理し、同条第四項の規定による返納を受
理し、同条第五項の規定による提出を受理
し、及び同条第六項の規定により返還するこ
と。

三 法第六十一条第一項の規定による更新の申
請を受理すること。

四 法第六十二条第一項の規定による届出を受
理すること。

五 法第六十四条第一項の規定により必要な指
示をし、及び同条第二項の規定により事務を
行うことを禁止すること。

六 法第六十五条の規定により登録を取り消す
こと。

七 法第六十六条の規定により登録を取り消す
こと。

八 法第六十七条の規定により必要な報告をさ
せること。

九 第七十一条第一項の規定による管理業務主任
者登録申請書を受理すること。

十 第七十二条第一項の規定により通知し、並
びに同条第二項の規定により登録を拒否し、
及び通知すること。

十一 第七十六条第二項の規定により登録し、
並びに同条第二項の規定により登録を取り消す
こと。

十二 第七十七条第一項の規定による再交付の
申請を受理し、及び同条第四項の規定による
返納を受理すること。

十三 第七十八条第一項の規定により通知し、
及び同条第二項の規定による返納を受理する
こと。

二十四 第八十一条の規定により読み替えて準用す
る第三十一条の規定による届出を受理するこ
と。

二十五 地方整備局長の管轄する区域内において事務を行
う管理業務主任者に対し、同項第五号及び第八
号に掲げる権限を行うことができる。

二十六 (マンション)管理適正化推進行政事務の処理
開始の公示)

二十七 マンション管理適正化推進行政事務の処理
を開始する旨

二十八 マンション管理適正化推進行政事務の処理
を開始する日

二十九 (マンション)管理適正化推進行政事務の引継ぎ
事務を町村の長に引き継ぐこと。

三十 引き継ぐべきマンション管理適正化推進行
政事務に関する帳簿及び書類を町村の長に引
き渡すこと。

三十一 その他町村の長が必要と認める事項を行
うこと。

三十二 引き継ぐべきマンション管理適正化推進行
政事務に関する帳簿及び書類を町村の長に引
き渡すこと。

三十三 その他の事務の実務の経験を有する者で、講習を修了し、當該講習
の修了証明書の交付を受けた者

三十四 第八十一条の規定により読み替えて準用す
る第三十一条の規定による届出を受理するこ
と。

三十五 該講習の修了証明書の交付を受けた者
の実務の経験を有する者で、講習を修了し、當
該講習の修了証明書の交付を受けた者

三十六 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及
び実務の経験を有すると認める者

2

講習は、次のすべてに該当するものでなければならない。
一 マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が行う講習であること。

二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従つて実施される講習であること。

講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者	講習の名称
名称	主たる事務所の所在地
社団法人高層住宅管理業協会	丁目二十番一号
講習会	講習

第一 条 (施行期日)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

二項の管理業務主任者又は同法第六十条第一項(経過措置)

による改正前の省令の規定による改正後のそれとの間に生ずる者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長がした処分とみなし、この省令の施行前にこの省令による改正前の省令の規定によつてした処分、手続そ

その他の行為であつて、この省令による改正後そのそれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他他の行為とみなす。

第二 条 (施行期日) この省令の施行前に法第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条第二項、第五十一項、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条及び第八十六条第一項に規定する国土交通大臣がした登録その他の処分(以下単に「処分」という。)は、マンション管理業者又は法第四十四条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を

管轄する地方整備局長又は北海道開発局長がした処分とみなし、この省令の施行前に法第四十

五条第一項、第四十八条第一項及び第五十条第一項に規定する国土交通大臣に対してした申請又は届出(以下「申請等」という。)についても、当該地方整備局長又は北海道開発局長をしてした申請等とみなす。

附 則 (平成十五年三月二十日国土交通省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年五月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二八日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三一日国土交通省令第二一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年五月一日国土交通省令第三五号)

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日国土交通省令第九七号)

この省令は、平成二一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一日国土交通省令第六〇号)

この省令は、平成二一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年七月三〇日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年九月一八日国土交通省令第一一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月一八日国土交通省令第一〇〇号)

抄

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書は、それぞれ新規別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第六号、別記様式第二十三号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書とみなす。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にマンション管理業者が掲げている旧規則別記様式第二十六号による標識は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、新規別記様式第二十六号による標識とみなす。

附則 （平成二十四年三月一五日国土交通省令第十八号）抄

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則 （平成二十五年四月一七日国土交通省令第二三号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 （平成二七年三月二七日国土交通省令第二二三号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）別記様式第二十二号による管理業務主任者証とみなす。

この省令は、公報による改正後の規別記様式第二十二号による管理業務主任者証とみなす。

附則 （平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 この省令は、公報による改正及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下

「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（マニションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

（第十四条） 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後のマニションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十五条第三項、第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項の規定の適用については、同令第二十五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七十三条に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第四十一条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

附則 （平成三〇年一月四日国土交通省令第一号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、通訳案内法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 （令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）

この省令は、改正前の規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則 （令和三年一月一日国土交通省令第七号）

この省令は、改正前の規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則 （令和元年五月七日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、改正前の規定の施行の日（令和元年九月一三日）から施行する。

附則 （令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則 （令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日） 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附則 （令和三年一月一日国土交通省令第七号）

（施行期日） 第一条 この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則第二条号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（施行期日） 第一条 この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則第二条号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

の規定は、令和四年度以後において行われるマニション管理士試験及び管理業務主任者試験から適用するものとし、令和三年度以前において行われたマニション管理士試験及び管理業務主任者試験については、なお従前の例による。

附則 （令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2. マジンの帳簿の記入の要領に従う場合の取扱い

- 【1】、【2】両種類の勘定科目の記入の方法
- 【3】、【4】両種類の勘定科目の記入の方法
- 【5】、【6】両種類の勘定科目の記入の方法
- 【7】、【8】両種類の勘定科目の記入の方法

3. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

4. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

5. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

6. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

7. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

8. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

9. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

10. 勘定科目別に表示する取扱い

- 【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】、【7】、【8】

(注意)
1.【3】計画開園全体での専用使用料等からの織入額の細則】の欄は、計画開園全体での専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマシンションの共有部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から陸續積

立金を記入へ納入される額の範囲を記載してくださり。

2.【4】「融資実績基準書」内面、【6. 現在の借入金の有無】及び【9. 管理費と積附利息の区分記録の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「」を入れるとともに、【6. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選択した場合は、借入金の実際の予定返済日を記載して下さい。複数の掛け立金が存在する場合は、実質借入額も最初に原簿に記載して下さい。

3.【5】「計画開業休業等の記録欄と平均原価」の欄は、以下の計算式により算出した額を記載して下さい。

4.【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の剰額】及び【8. 直前の会計年度で修繕積立金の3ヶ月以上の譲渡額及び譲納額】の割合は、該当する事業年度がない場合は記載は不要です。

5.【8. 直前の会計年度で修繕積立金3ヶ月以上の譲渡額及び譲納額】の欄の「備考欄」は、「直前の会計年度で修繕積立金の3ヶ月以上の譲渡額及び譲納額と直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の剰額」で算出した額を記載してください。

(注意)

- 【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(第六回)

別記様式第一号の二（第一条の六関係）（日本産業規格A列4番）

別記様式第一号の三（第一条の七関係）（日本産業規格A列4番）

(第七回)

七、代表者以外の管理者等

認定年月日	年	月	日
認定コード			
（該作成者道の駅登録等）印			
マジックコードを読み取った際に登録する「認定年月日」の規定に基づく 「認定の申請書」または「登録申請書」について、認定者の名前と記入を確 実化した上で、同様式の各条文の規定に従う旨を記述せよ。			

別刷式第一回二三(第一回の回数は別刷式と併用する場合のみ)			
（第一回）			
説　文　案　新　中　説　書			
年　月　日			
(付)作成者連絡用事項			
解説			
著者名(筆者名)の本名又は 筆名(筆者名)			
中译名(译者名)の本名又は 筆名(筆者名)にあっては、その 本名又は筆名			
中译名(译者名)の略姓			
ソーシャンの著者の道義的責任を負うる場合第1項の規定の更 新を受けたり、本規約に記載する事項のうち何れかに誤り 又は漏れがある場合は、即ち該誤り又は漏れを正し、申告せよ。この場合に付帯する書類の仕事は、事務に依頼 されよう。			
1. 更新料と中止管理の費用の認定コード			
2. 更新料申込と中止管理の費用の年月日			
年　月　日			
(本欄は記入しないでください)			
付印年	付印月	認定コード	次回備考
年	月	日	

あっては、その代表者の氏名¹⁰の欄は、代表者1人を記載してください。代表者は他の管理者等については、第七回で管理者等全員の氏名又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに連絡先を記載してください。
なお、当該マシンコンの管理責任合意の理事が非読者である場合には、当該取扱い人の名前は不要です。

2 本件書類には、マシンコンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第

(第二面)

【1. マシンの概要】
【1. マシンの所在場所】

【2. マシンの構成】
□電卓 □計算機 □記憶装置

【3. マシンの特徴】
□[操作] □[出力] □[記憶] □[演算]

【4. マシンの動作】
□[初期] □[動作] □[終了]

【5. マシンの仕様】
□[動作時間] □[動作頻度] □[動作範囲]

【6. マシンの保守と修理】
□[定期点検] □[故障対応] □[修理費用]

【7. 管理機関の連絡】
□[管理者名] □[連絡先]

【8. 実績機関の連絡】
□[監査者名] □[連絡先]

【9. 留め置きの仕事と未了仕事】
□[留め置きの仕事] □[未了仕事]

【10. 留め置きの仕事の責任者】
□[責任者名] □[連絡先]

【11. 留め置きの仕事の変更の責任】
□[変更の仕事名] □[連絡先]

【12. 留め置きの仕事の在庫】
□[仕事名] □[在庫数]

[12. 勉強]

(12) 勉強

1.1. プラットフォーム「学習」から、1.1.「マッジン」→登録された科目まで
の操作手順を示す。各操作手順は、各操作手順に記載してある。各操作手順は、
各操作手順に記載してある。各操作手順は、各操作手順に記載してある。
2.1. マッジンの操作手順は、マッジンの操作手順は、マッジンの操作手順は、
マッジンの操作手順は、「見えないでござる」。

3.1. マッジンの操作手順は、次の手順を実施してござる。

(1) 初回登録

(2) 登録確認（複数回登録）

(3) 登録確認（複数回登録）

(4) 登録確認（複数回登録）

(5) 登録確認（複数回登録）

(6) 登録確認（複数回登録）

(7) その他

複数回登録の場合は、各回の手順を「学習」、「登録確認」の名前で[1.1. 勉強]の操作手順に記載してある。各回の手順は、各回の手順を実施してござる。

5.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

6.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

7.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

8.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

9.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

10.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

11.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

12.1. 勉強の操作手順は、「見えないでござる」。

(第三面)

2. マンションの修繕その他の管轄の方針
【1. 長期修繕計画の実現又は既定の変更の年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の実現又は既定の変更について会員の決議をした年月日】
年 月 日
【3. 長期修繕計画の実現期間】
【会員期間】 年
【4. 諸説】

(注意)

(第四面)

別記様式第一号の七（第六条関係）

登記権利者一栏の七(七)六番題		マシン・モン管理士試験受験申込書	
個人、団体 (固有)しないこと。)			
フリガナ 氏名	(略)	申 請 号 番	
日本語 英語 (二種類)		日本語 英語 (二種類)	
郵便番号		郵便番号	
社名			
電話番号			
年生試験用 記入欄			
登記権利者一栏の右側		□ 申込 □ 無申込	
記入欄に記入する場合は、必ず「□」印を付けて下さい。			
マシン・モンは、登記権利者の登記権利を有する者で、マシン・モンの管理の運営の運営に係る事務の取扱いを専門的かつ適切に実行する者に限定しておられます。			
土 木 工 人 士		級	
指定試験問題用紙の 受験者			
会員			

備考 ①〇のある欄は該当する〇の中にレ印を付けること。
②受印票は、記入しないこと。
③指定競馬場間に申し込む場合には、所定の手続により受取手数料を納付し、收印紙を貼らないこと。

別記様式第二号（第二十二条関係）

別記様式第二号（第二十二条関係）（有効年数・一回目）	
第 号	年 月 日
吉田謙蔵氏名	
職 名	
姓 名	
年 月 日生	
上記の事由は、マシンシヨウ機運の進化の速さに随する法律問題を第一項の規定により立入検査をすることができるあることを指す。	
國交省大臣	
5.5m	

（四）
 マッキンゼンの「哥羅」酒類の企画に関する法律依存
 國的。國會大統領は、財政部長が正規の規則を適用するのを助けると認めたことは、その実際の見解で、その員長は、財政部長の規則に立ち入り、監視する権限を有する。財政部はその他の物を含むとき、又は監査室に開示させることができる。
 2. 財政の規定によると、酒類を多く販賣するときは、そのを生き残る財政的影響を考慮し、開始の税額があるときは、これを付せなければならない。
 3. 第1項に規定する税額は、犯徴惟のためには認められたものと解釈してはならない。

別記様式第三号（第二十五条関係）

又は領収書を貼ること。

備考 ① □のある欄に該当する□の中に印を付けること。
 ② 小説等には、記入しないこと。
 ③ この申込書類は、所定の要領免託税に相当する取引料紙又は領収書を貼ること。
 ④ 運送業者簡便に申込する場合には、所定の手続により運送業料款書

別記様式第四号（第二十五条関係）

記入用紙式番号（第二十九条の四）：(内閣府令第29号)第29条の二第一項の
案文

別記様式第五号（第二十六条関係）

別記様式第五号（第二十六条関係） (A.4)

マンション管理士登録簿	
登録番号	登録年月日
□ 姓 名	
□ 住 所	
姓 本籍	性別
□ 説明の各種年月日	
□ 賃貸料の支拂年月日 支拂年月日 積付年月日 積付年月日	
□ 名物の借用年月日 借用年月日 理由	
□ 打正又は削除 年月日 備考 理由	

別記様式第六号（第二十七条関係）

別記様式第六号（第二十七条関係） (A.4)

マンション管理士登録証	
氏 名	(年 月 日)
□ 住 所	
姓 本籍	性別
□ 説明の各種年月日	
□ 分租・賃借年月日	
□ 登録年月日	
□ 土 地 大 口 別定地番別地代用券 専行番号 第 号	

別記様式第七号（第二十八条関係）

別記様式第七号（第二十八条関係） (A.4)

賃貸事業実行登記書	
(フリガナ) 姓 名	年 月 日
□ 住 所 登録年月日 () 登録年月日 年 月 日	
□ 入居者 (賃付しないこと) 登録年月日 年 月 日	
□ 貸付年月日 登録年月日 年 月 日	
□ 計算年月日 登録年月日 年 月 日	
□ 年 月 日 登録年月日 年 月 日	
□ 土 地 大 口 別定地番別地代用券 専行番号 第 号 元名	

備考 特定賃貸契約が行う登録証の訂正をせざるを以とする場合には、所定の手続により特許料を納付し、収入実績をなすこと。

別記様式第八号（第二十九条関係）

別記様式第八号（第二十九条関係） (A.4)

賃貸契約文書登記書	
(フリガナ) 姓 名	年 月 日
□ 住 所 登録年月日 () 登録年月日 年 月 日	
□ 入居者 (賃付しないこと) 登録年月日 年 月 日	
□ 貸付年月日 登録年月日 年 月 日	
□ 計算年月日 登録年月日 年 月 日	
□ 年 月 日 登録年月日 年 月 日	
□ 土 地 大 口 別定地番別地代用券 専行番号 第 号 元名	

備考 特定賃貸契約に付する文書登記する場合には、所定の手続により特許料を納付し、収入実績をなすこと。

別記様式第九号(第40条関係) (平成廿九年・新規)

(表 3)

署名	年月日	年月日	
所属会員名		年月日	
姓	名	姓	名
年月日			
国土交通大臣			
8.5m			

上記のとおり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等に規定する登録義務にかかる登録料を支払う場合は、第40条の規定により交付人登録をすることができる旨であることを記入する。

2. 計画申請者(新規・更新) 年月日

3. 第40条に規定する登録料、計画申請のため被請求されたものへ解説して記入する。

備考 附1(本件)第4項及び第5項、附2(本件)第4項まで記入する場合から
附3(本件)まで記入は、付記資料欄について適用する。(同)

別記様式第十号(第42条関係) (平成廿九年・新規)

(表 4)

登録申請書類	新規・更新	年月日	年月日
登録申請者(新規・更新)	年月日	年月日	
この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(第41条の第1項の) 登録料の申出します。			
申請者 年月日			
国土交通大臣 締			
フリガナ	性別	年月日	年月日
姓 氏 名 氏 名 姓 氏 名 姓 氏 名	性別	年月日	年月日
性 別	年月日	性別	年月日
登録事務局(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)
登録事務局(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)
登録事務局(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)	登録番号(新規・更新)
登録事務を開始しようとする旨を記入			
年月日			

1. 申印のある欄には、記入しないこと。
2. 「新規・更新」及び「第41条の登録」第41条の第1項の登録の実施」については、不要のものを消すこと。

別記様式第十号の一(第42条の4関係) (平成廿九年・新規)

(表 4)

登録二種手形用	提出する予定の項目
フリガナ	年月日
姓 氏 名 姓 氏 名	年月日

別記様式第十号(第42条の4関係) (平成廿九年・新規)

登録申請書類

年月日

この申請は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等に基づく登録料を支払ったことを記入する。

登録申請者(新規・更新)	年月日
登録番号	年月日

登録申請書類

(登録番号 番)

別記様式第十号の三（第四十一条の十三関係）

記入用紙第十九号(通称:「第二十二回の十日問答」)の用紙を4枚に一通に、郵便で送付する際の 封筒の裏面の記入欄です。(郵便局へお問い合わせください。)																									
(4頁)																									
マジック便は普通郵便料金で申込																									
<p>提出用印 (印を捺さないことは、 郵便局にて印を捺すことを) □ フリガナ (例) 氏名 (例) (例) Ⓛ 電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">生年月日</td> <td style="width: 50%;">性別</td> </tr> <tr> <td>西暦表示</td> <td>男口○女口△</td> </tr> <tr> <td>西暦表示</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郵便番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ご住所</td> </tr> </table> <p>注記欄 は、マジック便の運送の状況を記入するための欄で、マジック便の運送の通路の選択に関する重要な情報を記入する際の参考記入欄となります。</p> <p>年 月 日 国土交通省立 法 長官</p> <p>備考欄 1. □ あると運送の際に困る事項を記入しておけられること。 2. □ あると運送の際に困る事項を記入しておけられること。</p>										生年月日	性別	西暦表示	男口○女口△	西暦表示	一	フリガナ		氏名		電話番号		郵便番号		ご住所	
生年月日	性別																								
西暦表示	男口○女口△																								
西暦表示	一																								
フリガナ																									
氏名																									
電話番号																									
郵便番号																									
ご住所																									

別記様式第十号の四（第四十二条の十六関係）

登記第式第9号の4(第四十二号の4)(賃貸) (平成4年4月、改正平成6年4月)	
第 号	年 月 日 (西暦記入用 1年分)
 其 室	
所轄警察署名	
被 姓 名	姓 名
夫 妻	年 月 日
上記欄に記入した、マシンによる複数の登記のうち最も後続する登記を除く他の登記のうち、最も前に登記された登記の登記番号を記入する。この登記番号は、登記の実質的性質を表す登記番号(例: 1-1等の登記により立替登記をするなどしてあることを示す)である。	
登記担当大臣	
(捺印)	
マシンによる登記の変換化登記に関する法律抜録	
第5条(マシンによる登記) 本法において、「登記」とは、書面による登記の代りとして電子計算機による登記をいう。 前項の規定による登記は、登記の実質的性質を表す登記番号を記入する必要がある。 登記の実質的性質を表す登記番号は、登記の登記番号(例: 1-1等の登記により立替登記をするなどしてあることを示す)である。	
2. 前項の登記のうち、登記番号を記入しない場合、その登記を電子計算機による登記とみなす。この場合、登記の登記番号を記入する場合は、登記番号を記入せねばならない。	
3. 第1項に規定する登記のうち、相続登記のために行われるものに限制してはならない。	

別記様式第十一号（第五十一条関係）

（二）		（三）	
姓名	性别	姓名	性别
年龄	民族	年龄	民族
家庭成员情况		家庭成员情况	
父	母	父	母
夫	妻	夫	妻
子	女	子	女
孙	女	孙	女
文化程度		文化程度	
小学	初中	小学	初中
高中	大学	高中	大学
工作情况		工作情况	
单位	职务	单位	职务
政治面貌		政治面貌	
中共	民革	中共	民革
民建	民盟	民建	民盟
工商联	无党派	工商联	无党派
经济状况		经济状况	
收入	支出	收入	支出
财产	债务	财产	债务
婚姻情况		婚姻情况	
配偶	子女	配偶	子女
健康情况		健康情况	
身体	精神	身体	精神
家庭成员情况		家庭成员情况	
父	母	父	母
夫	妻	夫	妻
子	女	子	女
孙	女	孙	女
文化程度		文化程度	
小学	初中	小学	初中
高中	大学	高中	大学
工作情况		工作情况	
单位	职务	单位	职务
政治面貌		政治面貌	
中共	民革	中共	民革
民建	民盟	民建	民盟
工商联	无党派	工商联	无党派
经济状况		经济状况	
收入	支出	收入	支出
财产	债务	财产	债务
婚姻情况		婚姻情况	
配偶	子女	配偶	子女
健康情况		健康情况	
身体	精神	身体	精神
家庭成员情况		家庭成员情况	
父	母	父	母
夫	妻	夫	妻
子	女	子	女
孙	女	孙	女
文化程度		文化程度	
小学	初中	小学	初中
高中	大学	高中	大学
工作情况		工作情况	
单位	职务	单位	职务
政治面貌		政治面貌	
中共	民革	中共	民革
民建	民盟	民建	民盟
工商联	无党派	工商联	无党派
经济状况		经济状况	
收入	支出	收入	支出
财产	债务	财产	债务
婚姻情况		婚姻情况	
配偶	子女	配偶	子女
健康情况		健康情况	
身体	精神	身体	精神

並報為許稿納存審，頃即起書又以題紙付印行計備

1 各社員が担当する
 ①「課題記入欄」の欄に記入しないこと。
 ②「申請書類提出欄」に欄、記入の場合はこの記入をすること。
 ③「返却用封筒」の欄に、次に記入し該款出款を発行のコードを記入する。
 ④個人情報は記入しないこと。
 ⑤代用申請書が複数枚あるときは、そのすべての表について「[印]」
 を記入すること。

01 代理申請書 04 代理登録 13 代理取扱会社
 02 代理登録 05 代理登録 14 代理会員登録
 03 取扱会社 16 社員登録 15 社員登録会員登録
 05 会員登録 07 会員登録 09 会員登録
 15 会員登録 08 総務

①「閑居樂」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。閑居樂は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

②「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

③「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

④「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。「丁度」(左側)をぞぞぞ
(ダラダラ)へと書き換えて、歌詞欄に記入して下さい。

→歌詞欄に記入して下さい。

⑤「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

⑥「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

⑦「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

⑧「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

⑨「歌詞」(左側)の歌詞を、歌詞欄に記入。歌詞は右側の各曲名の
中、最も適切な歌詞である。
→歌詞欄に記入して下さい。

④ 代表者として個人的立場について、ついでに、立場の変遷やその原因などによることを、
「時代背景」から代謝して記入し、その他の事についても記入すること。

例) 他人との会合の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
しかし、他人との会合の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
他人との会合の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑤ 第二回記述

例) ① 人物の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
② 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
③ 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑥ 第三回記述

例) ① 人物の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
② 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
③ 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑦ 第四回記述

例) ① 人物の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
② 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
③ 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑧ 第五回記述

例) ① 人物の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
② 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
③ 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑨ 第六回記述

例) ① 人物の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
② 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。
③ 「他人との会合」の立場や立場の変遷などは、必ずしも「時代背景」で記入する必要はない。

⑨「新規登録」の欄は、機関名、市内局番、事号をそれぞれ〈ダブルクリック〉で読み込み登録すること。

例入力

9	8	-	6	2	3	9	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑩ 第四回問
① 「専任の部署課題担当者に関する事項(既込)」の欄は、第四回に記載されない場合は既に記入することとし、既に記入次第に更新すること。
② 第五回問：既記入事項ごとに作成すること。
③ 第五回記入記載されない場合は、同じ様式により作成した事項に記載し直して該欄のみに記入すること。

別紙第十二号(第百三十九号様式) (内規第101条) 平成10年6月1日付 第1回のもの)		(A4)
書 竹 営 約		
相手方、中間者の氏名、会社名及び其の代理者は次の 如き、ソシックの書類の左側の上部に記入し、会員登録 係等がその書類をもつてあることを監視する。		
年 月 日		
	業号又は名称	
	長 书	
	(会員登録事務所)	
	業号又は名称	
	次 书	
地方開拓團長	相	
比例開拓團長	相	

（A.4） 収支計算書												
マシン・エンジニアリング												
1. 収支の計算												
費 用 の 目 次	積			施			販			更		
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
9. 営業性外取引の実績												
取扱 件数	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	
取扱 額	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	
販売の 件数												
販 売 額												
取 扱 料												
販 賣 税												
販 賣 手 数												
販 賣 戸 数												
備考												
備考	新規に会員登録を申請する場合は、「登録の新規」の欄に「新規」と記入して下さい。											
備考	「販売実績」の欄には、台数又は金額、在庫、在庫日付等の記入が求められます。											
備考	「販売の件数」の欄には、販売の件数を記入して下さい。											
備考	「販売額」の欄には、販売の金額を記入して下さい。											

- 1 新規に登録を申請する者は、「最初の登録」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「前回変更」の欄には、会員又は商号、名称等しくは氏名の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

西 村 順 哲		(A.4)
東京都世田谷区高井戸西2-1-1		
下記の連絡先は、マシンの保守や点検の際の連絡手段として法律上の義務 本に規定する連絡手段を踏んでいることを記載します。		
年 月 日		
地 方 機 関		
北 海 道 網 丹 佐		
青 岛 鹿 之 島		
郵便番号 042-0001		
名 称 佐 藤		
(法人名あては、代表者の名前)		
姓 名		
性 别 男		
年 齡 50 歳		
職 業 会社員		
連絡手段		
郵便		
電話		
FAX		
E-mail		
その他		

Table 1. Summary of the main characteristics of the four groups.

序號	姓名	性別	年齡	學年	班級	學號	備註
1	王明	男	12	二年級	2班	123456789	
2	李華	女	11	一年級	1班	123456789	
3	張三	男	13	三年級	3班	123456789	
4	陳四	女	12	二年級	2班	123456789	
5	周五	男	11	一年級	1班	123456789	
6	胡六	女	13	三年級	3班	123456789	
7	林七	男	12	二年級	2班	123456789	
8	吳八	女	11	一年級	1班	123456789	
9	鄭九	男	13	三年級	3班	123456789	
10	黃十	女	12	二年級	2班	123456789	

年 月 日

此書

備考
 1 この調査は、個人の業者のみが記入する。
 2 「権利」とは、資本権、地上権、電気料金権その他の無形固定資産をいふ。

(A 4)
審査書類 (7)

別記様式第十三号（第五十六条備考）（平14蔵文令130、平15蔵文令14、平16蔵文令14、平17

(8.4)

2010-11湖南普通高中学业水平考试复习材料

230

下記のとおり、マンシング管理業者登録簿の登載事項のうち、
①商号、名称又は氏名及び住所 ②代表者又は個人 ③認定代理人
④委員 ⑤法定代理人の役員 ⑥取締役 ⑦専任の管理業者主任
について変更がありましたので、マンシングの管轄の適正化の趣旨
する法律部会承認第1項の規定により謹付出来ます。

地方整備局長	年月日
北海道開拓局長	
申請者 姓 名 又は 名 称 氏 名 (法人によっては、代表者の氏名) 電 話 番 号 () — ファクス番号 () —	

西田義典著、『政治小説の歴史』(新星社)によると、

- ①『浮城物語』(1877年)は、日本最初の政治小説。
- ②『浮城物語』の後、明治時代の政治小説が次々と生まれた。
- ③『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)、その後から『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、『浮城物語』(1877年)を元にした複数の『浮城物語』が、『浮城物語』(1877年)と『浮城物語』(1881年)を元にした複数の『浮城物語』がある。
- ④『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』に加えて、『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑤『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑥『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑦『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑧『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑨『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。
- ⑩『浮城物語』(1877年)→『浮城物語』(1880年)→『浮城物語』(1881年)→『浮城物語』(1882年)など、それら複数の『浮城物語』がある。

別記様式第十六号（第六十七条関係）（平成20年4月1日施行） (A.4)

写 真	写 真
(写真)	
上記の者は、マンションの管理の適正化に関する法律第3章に規定する用紙の提出書類の提出者であることを、その趣旨に、当該申請書類が本件に係る不動産に係る不動産登録簿の開示請求等の手続をとるときは必ず提出することとする。	
国土交通大臣	
(署名)	

上記の者は、マンションの管理の適正化に関する法律第3章に規定する用紙の提出書類の提出者であることを、その趣旨に、当該申請書類が本件に係る不動産登録簿の開示請求等の手続をとるときは必ず提出することとする。

1. 前項の規定により、本件を了承する旨を記載する。

2. 第1項に規定する用紙が、右記欄の欄名のものと解してはならない。

3. (略)

2. 第1項の規定及び第4項に規定する用紙をもつて登録を受ける。

(略)

(裏面) (A.4)

被 証 に 関 す る 事 項	
フ リ ガ ナ	相 当 す る 手 冊 号

別記様式第十六号の二（第六十九条の二関係）（平成20年4月1日施行） (A.4)

登録実施済査定申請書	
登録種別 公寓 組 合 住 戸 年 月 日	
登録種別の選択 平成20年4月1日施行規則 第69条の2第1項第1項の規定による登録 年 月 日	
この申請により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 第69条の2第1項第1項の規定による登録 年 月 日	
申請者	
国土交通大臣 殿	
フ リ ガ ナ	
氏 名 文 は ま 重	
郵便番号 () - 電話番号 () -	
フ リ ガ ナ	
被 証 番 号 行 支 所	
被 証 番 号 行 支 所 電話番号 () - 電話番号 () -	
フ リ ガ ナ	
法 律 で さ る 様 の の 外	
被 証 番 号 年 月 日	

備考

1. 本件における登録には、記入しないこと。
2. (前項)、(次項)及び(第三項)に規定する登録の要件についての調査を終了したことを証明します。
3. 不明のものを含む。

(裏面) (A.4)

被 証 に 関 す る 事 項	
フ リ ガ ナ	相 当 す る 手 冊 号

別記様式第十六号の三（第六十九条の三関係）（平成20年4月1日施行） (A.4)

登録実施済査定申請書	
姓 名 生年月日 年 月 日	
この者は、マンションの管理の適正化に関する法律施行規則 第69条の3の規定に基づく実務についての調査を終了したことを証明します。	
被 証 番 号 年 月 日	
文 件 号 年 月 日	
登 記 事 件 号	
被 証 番 号 年 月 日	

別記様式第十六号の三（第六十九条の六関係）

別記様式第十六号の三（第六十九条の六関係）(A-4)
 姓 名
 生年月日 年 月 日
 二の姓は、アラビック数字の表示の場合は、右の欄に記入して下さい。
 種類】等の要件により、実務についての調査の種類を記入したこととを登録します。
 調査の做了年月日 年 月 日
 交付年月日 年 月 日
 事 件 号
 金額の調査実施年月日 年 月 日
 (登録番号 第 号)

別記様式第十七号（第七十条関係）

別記様式第十七号（第七十条関係）(A-4)
 調査の了了年月日 年 月 日
 二の姓は、アラビック数字の表示の場合は、右の欄に記入して下さい。
 種類】等の要件により、実務についての調査の種類を記入したこととを登録します。
 調査の做了年月日 年 月 日
 交付年月日 年 月 日
 事 件 号
 金額の調査実施年月日 年 月 日
 (登録番号 第 号)

別記様式第十七号（第七十条関係）(B)
 調査の了了年月日 年 月 日
 二の姓は、アラビック数字の表示の場合は、右の欄に記入して下さい。
 種類】等の要件により、実務についての調査の種類を記入したこととを登録します。
 調査の做了年月日 年 月 日
 交付年月日 年 月 日
 事 件 号
 金額の調査実施年月日 年 月 日
 (登録番号 第 号)

別記様式第十七号（第七十条関係）(B-2)
 調査の了了年月日 年 月 日
 二の姓は、アラビック数字の表示の場合は、右の欄に記入して下さい。
 種類】等の要件により、実務についての調査の種類を記入したこととを登録します。
 調査の做了年月日 年 月 日
 交付年月日 年 月 日
 事 件 号
 金額の調査実施年月日 年 月 日
 (登録番号 第 号)

別記様式第十七号（第七十条関係）(B-3)
 調査の了了年月日 年 月 日
 二の姓は、アラビック数字の表示の場合は、右の欄に記入して下さい。
 種類】等の要件により、実務についての調査の種類を記入したこととを登録します。
 調査の做了年月日 年 月 日
 交付年月日 年 月 日
 事 件 号
 金額の調査実施年月日 年 月 日
 (登録番号 第 号)

別記様式第二十一号（第七十三条関係）

別記様式第二十一号（第七十三条関係）(平成廿八年・令和、平成廿九年・令和)

(A.4)

登録申請者(記入欄) 交付申請番号	受取人(記入欄) 権利者
下記により、審査請求に係る次の事項を申告します。	
○登録申請者(記入欄) 姓 姓 名 性 別 年 齢 月 日	○登録申請者(記入欄) 職業 職業 年 齢 月 日
申告の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 邊境権	
交付申請番号	交付申請日
申請物の登録番号	
登録年月日	
被写者(記入欄) (アリガタ)	
生年月日	死年月日
被写者の氏名(漢字表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(カタカナ表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(英語表記) 国籍(出生地)(記入欄)	
新規の場合は 既存登録番号(記入欄) 新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄)	
更新の場合は 既存登録番号(記入欄) 新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄)	
備註欄	

備考
 ① 申請者は、「既存登録番号」に記入しないこと。
 ② 「新規の場合は」欄に記入する場合は記入すること。
 ③ 「既存登録番号」欄に記入する場合は記入しない。
 ④ 被写者の年齢は、「死年月日」欄に記入しない。

別記様式第二十二号（第七十四条関係）

別記様式第二十二号（第七十四条関係）(平成廿九年・令和)

(A.4)

登録申請者(記入欄) 姓 名 性 別 年 齢 月 日	受取人(記入欄) 姓 名 性 別 年 齢 月 日
登録年月日	登録年月日
年 月 日	年 月 日
交付申請番号	
交付申請年月日	
交付申請番号	
被写者(記入欄) (アリガタ)	
被写者の氏名(漢字表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(カタカナ表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(英語表記) 国籍(出生地)(記入欄)	
新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄) 新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄)	
備註欄 6.047m以上, 5.076m以下	

備考
 1. ピンポンの分野を書き込んだ際底手(うしゆ)請求があるときは、審査請求の欄に記入する。
 2. 登録の年月日とともに、又は登録が終じたときは、被写者に本記を記入すること。
 3. 被写者の年齢がわかるときは、被写者の年齢を記入すること。
 4. 被写者の年齢がわからないときは、「死年月日」欄に記入しない。
 5. 被写者登録料金の場合は、「既存登録番号」欄に記入すること。

別記様式第二十三号（第七十五条関係）

別記様式第二十三号（第七十五条関係）(平成廿九年・令和)

(A.4)

登録申請者(記入欄) 姓 名 性 別 年 齢 月 日	受取人(記入欄) 姓 名 性 別 年 齢 月 日
この申請により、マジックの要素の著者化の範囲に属する衣類 の登録を願うことを、又は登録が終じたときは、被写者に本記 を記入すること。	
被写者の氏名(漢字表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(カタカナ表記) 国籍(出生地)(記入欄) 被写者の氏名(英語表記) 国籍(出生地)(記入欄)	
新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄) 新規登録番号(記入欄) 既存登録番号(記入欄)	
備註欄 既存登録番号によるとする年月日	

備考
 1. 他のものに記入しないこと。
 2. 「新規登録番号」及び
「既存登録番号」欄に記入する場合は、
「既存登録番号によるとする年月日」欄に記入する。
 3. 本記のうち登録料金の場合は、
不要のものを消すこと。

(A.4)

譲り受けに関する事項	
アリガタ 姓 名	譲り受け予定の料金

別記様式第二十三号の二（第七十五条関係）

別記様式第二十三号の二（第七十五条関係）（A.4）

登録番号	登録者名
年月日	年月日
この者は、マジソンの登記の進度の地主に付する仕事部の名前と本名（姓氏は姓と名に付する姓を含む）の歴史に基く「眞道の御用」をもつて使用する場合を含む）。	
登記者年月日	年月日
交付年月日	年月日
登記番号	登記番号

登録者年月日
（登記番号）
（登記番号）

別記様式第二十三号の三（第七十五条関係）

別記様式第二十三号の三（第七十五条関係）（A.4）

登録番号	登録者名
年月日	年月日
この者は、マジソンの登記の進度の地主に付する仕事部の名前と本名（姓氏は姓と名に付する姓を含む）の歴史に基く「眞道の御用」をもつて使用する場合を含む）。	
登記者年月日	年月日
交付年月日	年月日
登記番号	登記番号

登記者年月日
（登記番号）
（登記番号）

別記様式第二十三号の四（第七十五条関係）

別記様式第二十三号の四（第七十五条関係）（A.4）

登録番号	登録者名
年月日	年月日
この者は、マジソンの登記の進度の地主に付する仕事部の名前と本名（姓氏は姓と名に付する姓を含む）の歴史に基く「眞道の御用」をもつて使用する場合を含む）。	
登記者年月日	年月日
交付年月日	年月日
登記番号	登記番号

登記者年月日
（登記番号）
（登記番号）

別記様式第二十四号（第七十六条関係）

別記様式第二十四号（第七十六条関係）（A.4）

登録番号	登録者名
年月日	年月日
この者は、マジソンの登記の進度の地主に付する仕事部の名前と本名（姓氏は姓と名に付する姓を含む）の歴史に基く「眞道の御用」をもつて使用する場合を含む）。	
登記者年月日	年月日
交付年月日	年月日
登記番号	登記番号

登記者年月日
（登記番号）
（登記番号）

別記形式第二十八号(第九十二条様式) (郵便料金の、割引料金の、一部の)		(A 4)
(表裏)		
書 類 號	年 月 日 (西暦記入用印)	
郵便局名		
圖 名 氏 名		
年 月 日		
上記の連絡、マシンによる通達の仕組みを確立するための規則第1項の規定により個人情報をすることができるものとすることを約定する。		
國立文書大臣		
(法的責任を負担) (法律問題取扱係)		

マシソンの管轄の適正化の強調に関する法律抜き)

66. 國土交通省は、マシソン審議会の認定の運営を監視するため必要な限りで認定するときは、その必要な範囲内に、マシソン審議会は運営の本務の所長の認定を行つて置くこととし、候補者その他に必要な公私物を供与され、又は勤務に賛同せざることである。

2 省令の規定により立て候補を行つた者は、其の身分を示す延暦票を拂拭し、かつ、候補者の請求があるときは、これを提出しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、正副委員会の認められたものと解釈してはならない。

写	支那者番号 支那者登録番号各分
従業者氏名	
年齢	
事務所の名称	
及び所在地	
この印は、マッキンゼン運営者の徴収者であることを示す。	
従業者登録番号	年　月　日
登録番号	年　月　日
支那者登録番号	
（年　月　日）	
商号、名称又は姓名	
主たる事務所の所在地	
従業者氏名	

5.50円(支那者登録料) 12月17日

■ 備考

マシンシングの管理の適正化の進捗に沿う法律抜粋

機械の運転・点検・管理責任は、因に使用者で認めるとこより、使用者の「監督」が法律上では、その機械を「操作する者」の運営を監視せねばなりません。それはその機械の運営者にはならない。

2. マシンシングの管理の運営の他の使用者者等、マシンシングの運営に関する規則に定めにし、マシンシングの運営の他の使用者者等その他の運営者から、請求があなときは、前項の最初を押すをしなければならない。

1 収集する情報が多岐に亘る場合は、次の方法によること。

- (1) 項目別に四角印を付し、該当する欄に記入された単を複数で記したときの箇号で、該当する箇所を示すものとする。
- (2) 項目別に四角印を付し、該当する欄を複数で記したときの箇号で、該当する箇所を示すものとする。ただし、そのうちのがくじまである場合においては、箇印1は1とし、箇印2は1とし、其の後は2とすること。
- (3) 項目別に以下のように従事者ごとに、重複がないように付した番号を記述するものとする。

2 事業に従事する従事者を変更したときは、画面に変更後の内容を記入すること。

3 従事者の年齢等必要な項目がある場合には、画面に記入すること。

4 色別の色名を記入すること。

5 明確な放送時間帯は以下とすること。

記別紙第30号(第九十六条各款)	(平成6年6月1日施行)
基 本 信 用 書 票	年 月 日 (令和元年四月一日)
支 出 機 構 名 称 大 正 銀 行	所屬銀行名 識 名 大 正 銀 行
	年 月 日 (平成6年6月1日)

上記の通り、マシンによる署名が捺印する場合は法律事務所において事務官と同様に捺印欄に捺印し役員登録書を提出することができる旨を記す。

国土交通大臣

（四）
マジンソンの書簡の第三回に於ける（出典）
國の内、次第大風雲日、其の後は正月未明の事とすかとの御願があ
るとあるからね。その左近なので、それに因る。特に御内閣の事務
所は立ち入り、御内閣御用の事務所で、その御内閣の御用を取扱う
事に御内閣に近づくのである。
さて、御内閣の御用を取扱う事は、その身をもてて御内閣を構
成し、かつ、御内閣の運営であることは、これ程は仕上げはひとさん
い。
第1項に述べた所は、海軍に就てからいわれたものと解釈し
てはならない。
國の内、次第大風雲日未明（即ち正月）、御内閣から御内閣まで、
御内閣の御用、前田、赤坂、御内閣（第五号を除く）及び御内閣の御用、
セントゼーにて使用する事。

別記様式第三十一号（第九十七条関係）

別記様式第三十一号（第九十七条関係）（内閣府令第1号の件）	
(A 4)	
<input type="checkbox"/> 未記入欄 <input type="checkbox"/> 未記入欄日	
申 請 案	
この申請書により、スマートフォン等の機器の発送に要する旨記載の各 算出箇所の規定による税額算出の未記入欄を除きます。この申場及び銀行書類 の記載項目は、変更に附連あります。	
年 月 日	
申場書の記名 及び氏名	
国土交通大臣 氏	
名前及び住所	
代送者の氏名	
資 本 の 紹 介	
②法人の名称 (※) 個人申場者が記入しないこと。	

別記様式第三十二号（第一百条関係）（内閣府令第1号の件）

別記様式第三十二号（第一百条関係）（内閣府令第1号の件）	
(A 4)	
申 請 案	
上記の通り、マシンによる管理の適正化のため下記欄に記入しておられ る事項が何時何分何秒で、その箇所に、何時何分何秒で、その箇所が 他のどこへ入り、何時何分何秒で、誰がその位置を何時何分何秒で移り て、何時何分何秒で、誰がその位置を何時何分何秒で離れた。	
2. 記載の箇所より又大文字のカッコ番号、その番号を次に記載せら れし、かかる、開通者の欄があるときは、これを記入しなければならな い。	
3. 上記に記載する場合は、既開通者の方に記入されたものと照合し てはならない。	
記 付 申 請 及び開通の記載を記入せられた方について申告する。 (表 題)	